

Q 遅刻が多い者を解雇できるか

A 遅刻は、決められた就業時間内に労務を提供するという労働契約の履行がなされていないこととなりますから、懲戒の対象となり得ます。

しかし、懲戒解雇の対象となる遅刻の程度は、一概に回数だけで判断できません。

業務に支障をきたす程度、職場秩序に与える影響、本人の改善の見込み、前後の勤務状況などを総合的に勘案する必要があります。